

再免許に付す条件

日本放送協会所属テレビジョン放送局(総合放送) 及び一般放送事業者所属テレビジョン放送局

《条件》

放送番組の編集及び放送に当たっては、申請書記載のとおり、教育番組 10%以上、教養番組 20%以上を確保すること。